



島根県報

平成18年 5月16日 (火)
第 1,777 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示

| | | |
|---|-----------------|---|
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 | (高 齢 者 福 祉 課) | 1 |
| 介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 | (") | 1 |
| 土地改良区の定款変更の認可 | (農 村 整 備 課) | 2 |
| 土地改良事業施行の同意 | (") | 2 |
| 漁船損害等補償法の規定に基づく付保義務の消滅 | (水 産 課) | 2 |
| 地籍調査の成果の認証 | (用 地 対 策 課) | 2 |

告 示

島根県告示第583号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の9第1号の規定により告示する。

平成18年 5月16日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 指定した事業 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|-------------------|------------|---------------|-----------------|---------------|
| 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会 | 訪問入浴介護 | 匹見指定訪問入浴介護事業所 | 益田市匹見町澄川イ277番地1 | 平成18年 4月1日 |
| | 介護予防訪問入浴介護 | | | |

島根県告示第584号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成18年 5月16日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業者の名称 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 指 定 年月日 |
|-------------------|---------------|-----------------|---------------|
| 社会福祉法人 益田市社会福祉協議会 | 匹見指定居宅介護支援事業所 | 益田市匹見町匹見イ1208番地 | 平成18年 4月1日 |

島根県告示第585号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、那賀郡弥栄村土地改良区の定款変更を平成18年5月8日付けで認可した。

平成18年5月16日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県告示第586号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の施行に同意した。

平成18年5月16日

島根県知事 澄 田 信 義

| 事業主体名 | 事業名 | 同意年月日 |
|-------|---------------------------|-----------|
| 出雲市 | 鳥居田地区用排水施設事業（元気な地域づくり交付金） | 平成18年5月1日 |

島根県告示第587号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成14年島根県告示第507号による保険に付すべき義務は、平成18年5月13日限り消滅したので、同条第2項及び同法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成18年5月16日

島根県知事 澄 田 信 義

仁摩町加入区

島根県告示第588号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年5月16日

島根県知事 澄 田 信 義

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った時期 | 成果の名称 | | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|-------------|-------|-----|----------|-----------|
| | | 地籍図 | 地籍簿 | | |
| 出雲市 | 平成12年度～17年度 | 51枚 | 1冊 | 日御碕（C） | 平成18年5月8日 |
| 海士町 | 平成16年度～17年度 | 10枚 | 1冊 | 知々井2 | 平成18年5月8日 |
| 川本町 | 平成15年度～17年度 | 41枚 | 1冊 | 川本（10） | 平成18年5月8日 |